

第202300122493号
令和5年8月3日

県内介護サービス事業所等を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症患者にかかる
入院調整の適切な運用について（依頼）

日ごろ、高齢者福祉行政への格別のご協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、各施設の協力医療機関、利用者のかかりつけ医等と連携のうえ、入院を要する方の入院調整とともに、施設内療養体制の確保をいただいているところです。

7月以降県内全域で陽性者が増加しており、一昨日全県にコロナ警報の注意報が発令されたところですが、本日、県東部での病床ひっ迫に関し、一般社団法人鳥取県東部医師会より、別添のとおり会員向け文書が発出されました。

つきましては、県東部の高齢者施設等におかれましては、内容をご了知いただくとともに、協力医療機関等と連携のうえ、適切な入院調整にご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、県中・西部所在の高齢者施設等におかれましても、ご参考のうえ適切な入院調整にご協力いただきますようお願い申し上げます。

(担当：長寿社会課 介護保険施設担当 0857 - 26 - 7175)